

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう平成27年
(2015年) 7月15日
毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)第1946号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262) 5234
句報 TEL 03(3262) 2309
発行人 原田 正司

http://www.si-gichokai.jp

市議会旬報

国と地方の協議の場が開催

「骨太の方針」「地方創生、分権改革」を議論

国と地方の協議の場（平成27年度第1回）が6月17日、首相官邸で開かれ、岡下勝彦・本会会長（高松市議会議長）ら地方六団体の各代表が出席した。

協議事項は①「骨太の方針」の策定等②地方創生、地方分権改革の推進について。

会議冒頭、安倍晋三・内閣総理大臣から「本年は地方創生元年である。取り組みを加速するため、『まち・ひと・しごと創生基本方針2015』を今月（6月）にも策定する。各省の縦割りの弊害を排除し、意欲あふれる地方の先駆的・優良な取り組みを支援するため、28年度予算で新

型交付金を創設する」などの挨拶があった。

続いて、地方六団体を代表し、山田啓二・全国知事会会長（京都府知事）から「今、地方公共団体を挙げて、地方創生のビジョンをつくり、5年間の集中期間に地域を立て直す意欲にあふれており、国のサポートをいただきたい。

内閣府副大臣の説明の後、各代表から発言した。岡下会長からは「地方創生の推進に当たり、国と地方が一致協力すること、また、市民とともに、私どもと執行機関が連携して取り組むことが重要と考えている。地方が自主的、主体的にこれらの取り組みを推進していくために、財源の確保、地方分権の推進、議会の権能強化について重点的に配慮いただきたい」などの発言をした。

地方の安定財源確保が必要であるが、地方交付税が削られるはしないか。地方財政に対する特段の配慮をお願いしたい」などの挨拶があった。

協議では、①「骨太の方針」の策定等について、西村康稔

②地方創生、地方分権改革の推進については、平将明・

なお、地方六団体は、「平成28年度の地方税財政について」「地方創生、地方分権改革の推進に向けて」と題する各文書（2・3面に掲載）を資料として、あらかじめ提出している。

国と地方の協議の場の模様



第19回専門小委が開催

第31次地方制度調査会第19回専門小委員会（委員長＝長谷部恭男・早稲田大学教授）は6月22日、総務省で開催した。

会議では「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあ

り方について」を議題とし、審議した。

で終了し、文言修正については長谷部委員長に一任した。

審議では「総括的な論点整理（案）（審議項目Ⅰ『人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方』関係）」について、現時点における取りまとめのための議論を行った。

審議項目Ⅰの議論はこの日

地方創生、地方分権改革の推進に向けて

平成27年6月17日
地方六団体

Ⅰ 地方創生のさらなる推進

1 これまでの取組

地方六団体は昨年、地方創生に全力で取り組む決意を表明し、国として構造的問題の抜本的な改革に取り組むよう要請を行った。

その後「まち・ひと・しごと創生法」が成立・公布され、12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が決定された。2月には補正予算で「地域住民生活等緊急支援のための交付金」、併せて平成27年度地方財政計画では「まち・ひと・しごと創生事業費」が措置された。

地方六団体としては、こうした一連の取組について、政府が地方創生や地域経済の活性化に向け、本格的に取り組む姿勢を示したものとして高く評価している。

2 中長期的取組

5年間の集中的な取組

現在、地方創生に向け、国・地方一体となった取組が進みつつあるが、いまだ緒に就いたばかりである。「人口減少への挑戦」に残された時間は少なく、可能なものから直ちに実行する必要がある。

国・地方、産学官などあらゆる主体が「人口減少」の危機感と「地方創生」の意義を共有し、その上で知恵と努力を結集し、取組を深化させ、力強い流れを生み出さなくてはならない。

そのため、まずは2020年までの5年間を一つの期間として捉え、集中的に施策を展開し地方創生の大きな潮流を創り出す必要がある。

長期的視点に立った取組

さらに、地方の人口減少は戦後の発展の中で、長い時間をかけて進んできた問題であり、少子化対策をはじめとして長期的な取組を粘り強く進めていく必要がある。東京圏への人口の過度の集中を是正し、地方創生を支えるため、社会資本整備の地域間格差の解消などにも息の長い、腰を据えた対策が求められる。

3 国・地方の連携の強化

地方創生から日本創生へ

地方創生を図るためには、まず地方が自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して取り組む必要がある。地方六団体としても、地方創生を日本創生につなげていくという強い決意と覚悟をもって取り組んでいく考えである。

とりわけ取組の成果を高めるためには、全国の自治体が限られた資源を共有し、かつ連携することが不可欠である。今後、地域間連携（県域・市町村域を越えた連携含む）や、産学官など多様な主体との協働を積極的に進めていく考えである。

国自らも施策展開を

一方で、地方の人口減少の歯止めやその背景である東京一極集中の是正など、地方創生を実現するために国が自ら果たすべき役割は極めて大きい。

国は昨年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その中で国として実施すべき施策を掲げているところであり、これを迅速かつ着実に実行に移していく必要がある。

そうした施策を含め、地方創生を地方の努力への支援に止まることなく、国が本来果たすべき役割を明確にすべきである。とりわけ、結婚・出産・子育てへの支援、企業の地方移転促進などの仕組みづくり、大学・政府機関等の地方移転などの東京一極集中是正に向けた取組、多軸型国土の形成などについて、国が自らなすべき施策を長期的視点に立って不退転の決意で、かつ大胆に実行していくべきと考える。

以上により、地方と国の取組が車の両輪となって、地方創生から日本創生への道筋を確固たるものとすることができる。

4 地方創生のための提言

政府は、6月を目途に「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を策定することとされている。この基本方針の策定と今後の地方創生施策の展開にあたり、以下の各事項について要請する。

(1) 地方の主体的な取組とその財源の確保

上記の決意と覚悟のもと、平成28年度以降取り組む地方創生に係る事業に必要な財源について、以下を含めその総額をしっかりと確保すること

「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充及び一般財源の総額確保

- ・プライマリーバランスの黒字化を理由として地方交付税総額を圧縮しようとする動きがあるが、それ自体が地方創生に逆行するものであり、容認できない。そのため、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図るとともに、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること

新型交付金の創設

- ・上記の一般財源総額の確保に加え、地方創生の取組を深化させ、地方の創意工夫等により力強い潮流をつくるための新型交付金を創設すること
- ・新型交付金は、単なる既存の補助金の振替によることなく、地域間連携や民間各セクター等多様な主体との協働など、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の取組の隘路にも対応できる、タテ割の個別補助ではない包括的なものとする
- ・新型交付金の規模については、平成26年度補正予算で措置された「地方創生先行型交付金」を大幅に上回る額を確保すること

- ・新型交付金の制度設計にあたっては、あらかじめ地方の意見を十分聴くこと。また、事業内容を公表し、目標管理を適切に行うなど自治体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、対象分野、対象経費の制約などは大胆に排除し、自由度の高い弾力的な交付金とすること
- ・少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう、継続的な交付金とし、その見直しを示すこと
- ・制度の運用に際しては、自治体に対して、地域が検討期間をしっかりと確保して有効に活用できるよう、迅速かつ手戻りのない、分かりやすい説明や情報提供を行うこと。また、申請手続き等の簡素化を図ること
- ・各省庁が実施する地方創生関連事業についても、上記交付金と同様の配慮を行うほか、網羅的な支援メニューを示すとともに、手続のワンストップ化を進めること

(2) 国自らの強力な施策展開

地方が人口減少社会に向き合い、地方創生に全力で取り組む一方で、国もその役割を主体的に果たしていかなければならない。

そのため、国においても自ら策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる事業を迅速かつ着実に実行し、特に、以下の事項について強力に推進すること

○子どもの明るい未来の構築と大胆な人口減少対策

- ・結婚や出産・子育てを後押しする経済的支援制度の創設。また、既に多くの地方自治体が実施している乳幼児医療費助成について、国の制度の創設
- ・子どもの貧困対策の総合的な推進
- ・子ども達が将来に夢を持つことができるライフデザイン教育の推進
- ・若者の地方への移住・定住が促進されるような抜本的な対策を実施。また、高齢者の地方帰属を促進する「住所地利権」制度の拡充
- ・集落間で補完しあう「ネットワーク・コミュニティ」の構築
- ・小中学校は地域の拠点となるものであり、機械的な統合・再編の促進を行わないこと
- 産業の育成と雇用の創出による地域経済の活性化
- ・地域の実情に応じた雇用のマッチングのためのハローワークの地方移管
- ・地域の資源を活かしたものづくり産業や農林水産業、観光関連産業、情報産業、医療産業など、多様な産業の創出・育成と、それらを担う創造力ある人材の育成をはじめとした政策の展開
- ・再生可能エネルギー拡大による地方の新産業創出の促進
- ・女性の活躍を促進するための環境整備
- 田園回帰の促進と農林水産業の再生に向けた取組の強化
- ・都市に住む若者を中心とした農村への関心の高まりを踏まえた新たな生活スタイルを求める「田園回帰」の促進
- ・担い手対策や6次産業化の推進等、農山漁村の暮らしを支える農林水産業の再生に向けた取組の強化
- 地方創生に必要な拠点の地方立地とその充実
- ・国家戦略としての企業・大学・政府機関等の地方移転
- ・地方創生に向けた地方国立大学等の運営基盤確保等
- 地方創生を支える基盤の地域間格差是正
- ・地域戦略を重視した「国土形成計画」及び「広域地方計画」の策定
- ・地方創生の基盤ともなる多軸型国土の形成、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正
- ・首都圏と地方との公共投資のバランスの確保

Ⅱ 地方分権の強力な推進

政府の決断と地方の決意

- 地方創生のため、自主的・主体的なまちづくりが求められる今、政府が国会に提出した第5次地方分権一括法案には、地方分権改革の最重要課題であった農地転用許可権限について都道府県及び指定市町村に移譲することが盛り込まれた。これは、これまでの地方分権改革の取組みの中で特筆すべき決断であり、地方分権改革の歩みを大きく進めるものとして高く評価する。地方は、移譲された権限に基づき、農業の再生と総合的なまちづくりを両立させ、地方創生の実現に尽くすとともに、特に農地の確保については、地方六団体提言の趣旨を踏まえ、国とともに責任を果たしていく決意である。なお、法案成立の際には、他の事項も含め、移譲等に伴う財源措置、スケジュールの提示、研修の実施・マニュアルの整備等について、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めていただくようお願いする。

提案募集方式の取組

- 地方創生に向けた取組はまだ緒に就いたばかりである。二年目となる提案募集方式への募集に応じ、意欲と知恵がある地方からの具体的な提案が数多く提出された。地方分権改革推進本部長の安倍総理のもと、各大臣のリーダーシップにより、地方分権改革有識者会議を有効に活用しながら、内閣府がしっかりと調整を行うことにより個々の提案をできる限り実現する方向で積極的に検討するべきである。その際、手挙げ方式を十分活用するなど地方の提案が活かされるよう柔軟な対応を行う必要がある。また、昨年度の検討の結果、「検討を行う」とされた提案については政府全体として適切なフォローアップを実施するべきである。

更なる権限移譲、義務付け・枠付けの見直し

- 地方創生の実現に向けては、地方からの要望の強い分野を中心に、国と地方の役割分担の観点から地方への事務権限の移譲や「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた義務付け・枠付けの見直しを行うことを原則とし、地方に委ねることによる特段の支障等を立証できない限り移譲・見直しを実行する取組みも併せて進めるべきである。

平成28年度の地方税財政について

平成27年6月17日
地方六団体

我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いているが、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ、雇用環境の更なる改善等につなげ、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現し、アベノミクスの成果を地域の隅々にまで行き渡らせていくことが、何より重要である。

我々地方も、自主性と主体性をもって地域経済の活性化及び地方創生に全力を挙げて取り組み、地方だけでなく日本全体を変えていく、地方創生を日本創生につなげていくという強い決意と覚悟をもって臨んでいる。

こうした中で、2020年度の財政健全化目標の達成に向けた計画の策定が進められ、地方歳出の削減についても議論されているが、デフレ脱却と経済再生を実現するためには、地方が経済活性化・雇用対策、人口減少対策などの施策を十分に進められるよう地方の安定的な財源確保が必要不可欠であり、地域の実情を踏まえない一方的な地方歳出の削減は、消費税の引上げを前にして、景気回復に向かっていく地域経済に水をさし、地域経済の好循環や地方創生の実現も困難となる。地域の再生なくして日本の財政再建などあり得ない。

こうした現状の状況を十分に踏まえ、平成28年度の地方税財政について、以下の措置を講じて頂きたい。

地方創生なくして財政再建なし

- 地方の歳出の大半は、法令等に義務付けられた経費や、国の補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障経費の増嵩分については、給与関係経費や投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。このような対応が限界に近づいている中、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、地方創生に向けた取組はもとより、住民の安全・安心を確保することさえ事実上不可能となる恐れがある。

今後、社会保障関係費がさらに増嵩し、少子化対策など新たな経費が必要となることを踏まえ、地方が、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、国土強靱化のための防災・減災事業等など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

- 新たな財政健全化計画の検討においては、人口減少を背景に歳出削減を基本とすべきとの指摘があるが、地方においては国と同様、社会保障経費の自然増分へ対応しなければならないこと、さらに人口減少への対応として地方が創意工夫を凝らして行う少子化対策はもとより、産業振興・雇用対策など様々な取組を強化しなければならない。人口減少をもって単純に地方の歳出を削減するようになるとなれば、人口減少に拍車がかかり、日本全体の衰退につながりかねない。また、行政コスト比較の徹底等により地方財政の歳出改革を進めるべきとの意見もあるが、地方の財政力や行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまない。そもそも、これまで地方は、独自の給与カットや、職員数の削減に努めるなど、国以上に行政改革に積極的に取り組んできた。このため、単純な行政コスト比較による地方歳出の削減は行うべきではないこと。
- 地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するとともに、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするために必要不可欠なものであり、引き続き、財政調整機能と財源保障機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、既往債の償還等により今後も累増することが懸念される臨時財政対策債の発行額を極力抑制するとともに、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。
- 地方財政計画の策定に当たっては、人口減少、少子高齢化に伴う社会保障経費の自然増や少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すること。

地方創生から日本創生へ

- 地方は、地方創生を日本創生につなげていくという強い決意をもって地方創生に取り組みはじめたところであり、その道筋を確固たるものとしていく必要がある。平成28年度においては、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。なお、「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたって、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が、地方創生の目的を達成できるよう長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。
- 一般財源の総額確保に加え、地方創生の取組を深化させ、地方の創意工夫等により力強い潮流をつくるための新型交付金を創設し、平成26年度補正予算で措置された「地方創生先行型交付金」を大幅に上回る規模を確保するとともに、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう継続的なものとする。
- この交付金は単なる既存の補助金の振替によることなく、地

域間連携や民間各セクター等多様な主体との協働など、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の取組の隘路にも対応できる、タテ割りの個別補助ではない包括的なものとする。

- 制度設計にあたっては、あらかじめ地方の意見を十分に聴くこと。また、事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、自治体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、対象分野、対象経費の制約などは大胆に排除し、自由度の高い弾力的な交付金とするとともに、自治体に対して、迅速かつ手戻りのない、分かりやすい説明や情報提供を行うこと。

地方創生の基盤となる税財源の確保

- 平成29年4月の消費税・地方消費税税率10%への引上げを確実に行うためにも、国と地方が連携・協力し、地方創生や地域活性化対策、企業の増益を賃金上昇につなげ個人消費を拡大させる施策などに取り組み、地域の経済状況を好転させること。また、地方消費税は偏在性が比較的小さな税ではあるものの、一人当たり2倍程度の税収格差が存在しており、今後も地方税源の更なる充実を実現していくため、消費税・地方消費税の引上げと併せて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 消費税の軽減税率の導入は、地方消費税や地方交付税原資が減少し、地方の社会保障財源に影響を与えるため代替財源が必要となること、対象品目の線引きや区分経理の方式など検討を要する課題が多岐にわたること等から、慎重に検討するとともに、実際に導入する際には代替財源を確保する方策を同時に講ずること。
- 今後数年で法人実効税率を20%台まで引き下げられる場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源が確保されるようにすること。また、今後、法人税改革を継続する中で、外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への配慮を適切に行うこと。
- 消費税及び地方消費税税率10%への引上げ時における車体課税の見直しについて、自動車取得税の廃止の際は、自動車税・軽自動車税の環境性能課税の制度設計等により、都道府県・市町村の財政運営に支障が生じることのないよう安定的な代替財源の確保を同時に図ること。特に、市町村にとっては自動車取得税の7割が交付されている重要な財源であることから、環境性能課税の導入によっても十分な対応が困難な場合には、さらなる措置により確実に財源確保を図ること。また、自動車税は、都道府県の基幹税であり、代替税財源の議論がない中で、地方財政に多大な影響を及ぼす税率の引下げを行わないこと。
- 償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
- ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による上乗せ分について、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保することなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に関して地方団体が果たす役割を適切に反映した地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。

東日本大震災からの速やかな復旧・復興

- 東日本大震災からの復旧・復興について、国は、平成27年度までを集中復興期間とし、復興財源の確保等様々な支援措置を講じてきたが、平成28年度以降においても、復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施できるよう、国の責任において所要の財源を確保し、特例的な財政支援措置を継続すること。特に、国は「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」において、被災自治体に一部負担を求める方針を示しているが、復旧・復興事業の減速を懸念する被災自治体の声を丁寧に聞き、被災自治体の復興に支障が生じないよう適切に対処すること。

少子化対策の抜本的充実・強化

- 子ども・子育て支援新制度の安定した運営に必要な1兆円超の財源を確実に確保するとともに、平成26年度補正予算で措置された「地域少子化対策強化交付金」について、活用しやすい制度となるよう見直しを図るとともに、当初予算に計上し拡充するなど、総合的な少子化対策の充実・強化を図ること。

教職員定数と財源の充実確保

- 現在の教育現場は、特別な配慮を必要とする児童生徒が増加する等、課題が複雑かつ困難化している状況にあることから、国においては、これらの課題に対処できるよう教職員等の人材と財源の充実確保が必要であり、今後の少子化の見通しを踏まえた機械的試算により小中学校の教職員定数の合理化を図り教育費を削減することは、決して行うべきではないこと。

まち・ひと・しごと創生基本方針を決定

― 新型交付金を創設 ―

政府は6月30日、臨時閣議で「まち・ひと・しごと創生基本方針2015―ローカル・アベノミクスの実現に向けて―」を決定。28年度からの「新型交付金」の創設を明示した。

基本方針は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(本紙1926・7・8号4面参照)に掲げられた4つの基本目標の達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応の方向を取りまとめたもの。27年度

の取り組みの方向性を示すとともに、27年末に見込まれる総合戦略の改訂を通じ、28年度以降の施策展開につなげる

第5次一括法成立を受け
六団体が共同声明を発表

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第5次地方分権一括法)(本紙1936号1面参照)が、6月19日に成立した。

これを受け、地方六団体は「第五次一括法の成立について」(下掲)と題する共同声明を発表した。

第五次一括法の成立について

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第五次一括法)」が成立した。

本法は、地方分権改革を推進するための新たな手法として導入された提案募集に対する個々の地方公共団体等からの提案に基づき実現したものであり、地方分権改革を新しいステージへと押し上げるものである。

特に本改正は、地方分権改革の最重要課題であった農地転用許可権限を都道府県及び指定市町村に移譲すること等を内容とするものであり、関係者のこれまでのご尽力に感謝する。

地方は、移譲された権限に基づき、農業の再生と総合的なまちづくりを両立させ、地方創生の実現に尽くし、農地の確保については、平成26年8月5日、地方六団体が取りまとめた「農地制度のあり方について」の趣旨を踏まえ、国とともに責任を果たしていく決意である。

今後、制度の設計に当たり、農地制度のあり方に関する地方六団体提言を踏まえたものになることを期待する。

国においては、必要な政省令の整備を速やかに行うとともに、事務権限の移譲等に伴う財源措置、スケジュールの提示、研修の実施・マニュアルの整備等について、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めることを強く望む。

今後の地方分権改革の推進については、地方公共団体等から提出された具体的な数多くの提案を、できる限り実現する方向で積極的に検討することを求める。

また、地方からの要望の強い分野を中心に、国と地方の役割分担の観点から地方への事務権限の移譲や「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた義務付け・枠付けの見直しを行うことを原則とし、地方に委ねることによる特段の支障等を立証できない限り移譲・見直しを執行する取組みも併せて進めるべきである。

平成27年6月19日

地方六団体

全 国 知 事 会 会 長 山田 啓二

全 国 都 道 府 県 議 会 会 長 高島 なおみ

全 国 市 議 会 議 長 森 岡 下 勝彦

全 国 市 議 会 議 長 藤 原 忠清

全 国 町 村 議 会 議 長 藤 原 忠清

全 国 町 村 議 会 議 長 藤 原 忠清

スの浸透を図ることが必要であるとしている。

具体的には①「稼ぐ力」を引き出す(生産性の高い、活力にあふれた地域経済の構築)②「地域の総合力」を引き出す(頑張る地域へのインセンティブ改革)③「民の知見」を引き出す(民間の創意工夫・国家戦略特区の最大活用)―ことによって、人材と資金が積極的に地方に行き渡り、高度な技術や情報等が全国津々浦々で共有される活力ある日本経済を取り戻していくことが重要であるとしている。

地方創生の深化のためには

※注1
【CCRC】Continuing Care Retirement Communityの略。高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体。

※注2
【DMO】Destination Management/Marketing Organizationの略。さまざまな地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となつて行う観光地域づくりの推進主体。

従来の縦割りの事業や取り組みを超えた、新たな「枠組み」づくり(官民協働及び地域連携)、新たな「担い手」づくり(地方創生の事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成)、生活経済実態に即した新たな「圏域」づくり(広域圏域から集落生活圏まで)が重要となるとしている。

地方創生の深化に向けた政策の推進として、▽生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組▽観光業を強化する地域における連携体制の構築▽地方移住の支援▽日本版CCRC(注1)構想の推進▽少子化対策における「地域アプローチ」の推進▽出産・子育て支援▽まちづくり・地域連携▽「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)―などの取り組みを進めていくとした。

成などを行う。「日本版CCRC」構想の推進では、有識者会議において、今夏に具体的内容や政策支援のあり方を内容とする中間報告を、年末に最終報告を取りまとめ、遅くとも28年度中に地方公共団体によるモデル事業の開始などを行う。

地方創生に向けた多様な支援として、地域経済分析システム(REAS)の提供などの「情報支援」、地方創生コンシェルジュ制度などの「人的支援」を行う。「財政支援」では、新型交付金により、統一的な方針の下で関係府省庁が連携し、従来の縦割りの事業を超えた支援を行うとしている。

28年度の予算編成等に向けては、新型交付金の創設のほか、税制について「地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるような地方税改革を進めつつも、地域によって税負担が異なるという二国二制度に陥らないようにしなければならぬ」、地方分権改革について「引き続き地方からの提案について最大限の実現を図るなど制度改正を強力に進める」としている。

骨太の方針、成長戦略を決定

政府は6月30日、臨時閣議で「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太の方針）、「『日本再興戦略』改訂2015―未来への投資・生産性革命」（成長戦略）―を決定した。

【骨太の方針】

骨太の方針では、2020年度（平成32年度）の財政健全化目標の確実な達成に向け、経済と財政双方の一体的な再生を目指す「経済・財政再生計画」（2016年度から2020年度）を定めた。▽デフレ脱却・経済再生▽歳出改革▽歳入改革―の3本柱の改革を一体として推進する「経済・財政一体改革」を不退転の決意で断行するとしている。

経済・財政一体改革では、特に①社会保障②地方行財政改革・分野横断的な取組等―を重点分野とし、②では、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提に、地方交付

税制度の改革に取り組むとしている。また、歳入・歳出面の特別措置（別枠加算・歳出特別枠）は、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めるとしている。

税制の構造改革では、地域間の税源の偏在是正について引き続き税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築するとしている。

これらのほかに、骨太の方針では、経済好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題として、まち・ひと・しごと

の創生、地方分権改革など

を取りあげている。

まち・ひと・しごとの創生については、「地方創生の深化」を目指す、また、新型交付金を創設するとしている。

地方分権改革については、平成27年度の提案募集において、地方からの提案の最大限の実現を図り、地方の発意に根差した改革をさらに推進するとしている。

平成28年度予算編成の基本的考え方も示しており、経済・財政一体改革を大きく進展させるため、計画ののっとり歳出改革を反映するとして、地方財政については、国庫支

出金等を見直し、地方創生予算への重点化を行うことにより、新型交付金を創設・活用し、地方創生の深化を図る。

また、地方交付税制度において、頑張る地方自治体を支援する算定を強化・推進するとしている。

【成長戦略】

成長戦略では、「未来投資による生産性改革の実現」「ローカル・アベノミクスの推進」を基本的な考え方として、26年に改訂した日本再興戦略の進捗を検証した上で、施策を柔軟に見直し、新たに講ずべき具体的施策を追加、

全工程表を改め、実行していく方針を打ち出している。

立地競争力のさらなる強化のため、新たに講ずべき具体的施策として、法人税改革を取りあげている。法人関係税収は、国・地方を通じ、6割強が地方財源であるが、28年度税制改正において、税率引き下げ幅のさらなる上乗せを図り、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続するとし、財源については、課税ベースの拡大等による恒久財源を確保するとしている。

議会人事

▼議長

▽岩倉 宮川 隆(5・13)

▽土浦 矢口 清(5・19)

▽栗原 濁沼 一孝(6・9)

▽北杜 千野秀一(6・9)

▽水戸 村田進洋(6・9)

▽鎌倉 前川綾子(6・10)

▽日置 成田 浩(6・11)

▽調布 鮎川有祐(6・12)

▽練馬 かしわさき強(6・12)

▽瑞穂 小川勝範(6・16)

▽瀬戸内 平原順二(6・17)

▽西宮 大川原成彦(6・18)

▽田辺 吉田克己(6・18)

▽あきる野 町田匡志(6・19)

▽神戸 守屋隆司(6・19)

▽芦屋 畑中俊彦(6・19)

▽島原 永田光臣(6・22)

▽河内長野 峯満寿人(6・23)

▽野洲 梶山幾世(6・23)

▽山梨 古屋弘和(6・26)

▽美唄 小関勝教(6・30)

▽副議長 黒川 武(5・13)

▽岩倉 吉田千鶴子(5・19)

▽土浦 吉田千鶴子(5・19)

▽尾鷲 高村泰徳(6・1)

▽栗原 佐藤 悟(6・9)

▽北杜 福井俊克(6・9)

▽水戸 小室正己(6・9)

▽鎌倉 吉岡和江(6・10)

▽日置 門松慶一(6・11)

▽調布 橋 正俊(6・12)

▽練馬 内田ひろのり(6・12)

▽瑞穂 広瀬武雄(6・16)

▽瀬戸内 廣田 均(6・17)

▽西宮 大石伸雄(6・18)

▽田辺 安達克典(6・18)

▽あきる野 戸沢弘征(6・19)

▽八街 鯨井眞佐子(6・19)

▽神戸 壬生 潤(6・19)

▽芦屋 寺前尊文(6・19)

▽島原 生田忠照(6・22)

▽河内長野 土井昭(6・23)

▽周南 金井光男(6・24)

▽深川 水上真由美(6・25)

▽山梨 三枝正文(6・26)

▽美唄 土井敏興(6・30)

▽事務局 岡 優(1・1)

▽国分寺 峯田和興(4・1)

▽砂川 吉田宏和(4・1)

▽石狩 東海林智(4・1)

▽新庄 土屋寿憲(4・1)

▽飯田 土屋寿憲(4・1)

▽港 北本 治(4・1)

▽三浦 坪井美直(4・1)

▽龍ヶ崎 青山悦也(4・1)

▽印西 高島一郎(4・1)

▽羽島 不破康彦(4・1)

▽泉大津 櫻井大樹(4・1)

▽彦根 若林重一(4・1)

▽呉 山根直行(4・1)

▽宇佐 加藤義人(4・1)

▽奄美 元 優(4・1)

▽千歳 南 知秀(5・1)

▽村上 田邊 寛(5・13)

▽御所 西本仁紀子(5・20)

▽小樽 佐藤誠一(6・1)

▽墨田 浜田将彰(6・1)

正副会長らが要望活動

本会の岡下勝彦・会長(高松市議会議長)、関正史・副



高市総務大臣

会長(長岡市議会議長)、村田進洋・同(水戸市議会議長)、佐藤祐文・相談役(横浜市議会議長)は6月19日、高市早苗・総務大臣、石破茂・地方創生担当大臣らに対し、要望書を手交の上、面談、意見交換を行った。

日本大震災からの復旧・復興に関する決議」を取りまとめたもの(本紙1945号10面参照)。

【面談者(面談順)】

▽高市早苗
・総務大臣
▽細田博之
・自由民主党幹事長代行▽河村建夫・同党地方創生実行統合本部長
▽浜田昌良
・復興副大臣▽伊藤達也・内閣府大臣補佐官
▽石破茂・



石破地方創生担当大臣

地方創生担当大臣▽小泉進次郎・内閣府大臣政務官

細田自民党幹事長代行(左列手前)・河村同党地方創生実行統合本部長(同列奥)



浜田復興副大臣



伊藤内閣府大臣補佐官(左列奥)



小泉内閣府大臣政務官



第10回研究フォーラムの開催案内を送付

演を聴取します。その後、パネル

1日付けで全市へ発送しており、本会ホームページの「研究フォーラムのお知らせ」(http://www.srigichokai.jp/official/other/forum/)に申込書と併せて、掲載しています。

【参加申込期間】
①議長 7月13日(月) 9時30分～7月17日(金) 17時30分
②17日までに申し込みをしなかった議長、副議長・議員・議会事務局職員 7月21日(火) 9時30分～7月31日(金) 17時30分
※②で申込者が定員を超えた場合、抽選

本会は第10回研究フォーラムを11月18日・19日の2日間、福島県福島市の「福島県文化センター」で開催します。

1日目は、基調講演として、五百旗眞・熊本県立大学理事長から「大震災からの復興と備え」と題する講演を聴取します。その

2日目の課題討議では、「震災復興と議会」現場からの報告について、河村和徳・東北大学情報科学研究科准教授をコーディネーターとして、事例報告者からの報告と討議などを行います。

研究会は第10回研究フォーラムを11月18日・19日の2日間、福島県福島市の「福島県文化センター」で開催します。

1日目は、基調講演として、五百旗眞・熊本県立大学理事長から「大震災からの復興と備え」と題する講演を聴取します。その

2日目の課題討議では、「震災復興と議会」現場からの報告について、河村和徳・東北大学情報科学研究科准教授をコーディネーターとして、事例報告者からの報告と討議などを行います。

第10回

全国市議会議長会研究フォーラム in 福島

平成27年 11月18日(土)・19日(日)
13:00～(出場・受付12:00) 9:00～(出場8:30)

日時

場所 福島県文化センター
(福島市春日町5-54)

定員 2,000名
参加費 7,000円

開催主旨

地方分権改革の進展や市町村合併により、都市に対する基礎的自治体としての役割が一層期待されるなか、市民の権利と権限の確保に込めるべき議会の果たすべき役割を研究することを目的とする。

主催：全国市議会議長会 ■後援：総務省(予定) ■実施：第10回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会